

# 蝦夷志料

二

和書門	
二九四〇八	類
二一〇	冊架函號類

庫文閣内		内閣文庫	
二九四〇八	類	番號	和 29408
二一〇	冊架函號類	冊數	210 ( 3 )
七八函架		函號	178 119

地七二三



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale

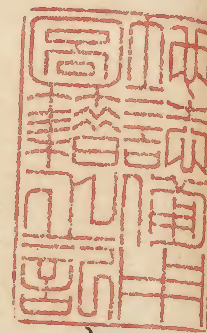


© Kodak, 2007 TM: Kodak





103



蝦夷志料卷第二

内二〇七一號

松前部

總說第一之二

蝦夷亂紀事

通詞勅右衛門所中



蝦夷地其地廣く少くも島の中皆山

一と端落ふ乃く人住むとせし始此島乃

漢島夫婦の老人化生せり食ふる物

うらまへし夢れうらまへ一つの舟楫を渡り此



楫より大海をうらたるとい食物を得るや  
多し其の教れ如く海中を子探り  
白水よりうらたるとい鯨乃りて出  
ししやあつた食す其始は生きたり所の  
今の江刺とてあつた今れ夷宮と申す彼老翁  
姥神と申す彼老婦を河女祭と申す所也今も  
鯨のあふ處をかたし白浪と申す此所也  
より子孫生くとい世を常とていふも  
志すもあらず若狭國の住人武田太郎信廣  
編後

堀寄 若狭守 始々此島日渡来り其地の本より後  
一上の國勝山より處山城郭を構へ居住る  
若狭守よりいふ所の者も 日本<sup>の</sup>風俗  
を聞傳へて年月の数を知り村屋の名を定  
めけり其餘本の蝦夷等い若狭守よりいふ所  
いふも風俗も同くかゝり天骨強くすといふ  
しき鬚より髪たれり其形夜叉の如く  
小山海よりいふ陰阻を事せむも氷の  
しきより行へ陸地の如く漁獵を以て其業也



一土地の産物より多しと賣物と納り及も  
毛獸の皮魚ふととやありて交易し財物をあ  
つりてたりふときんもふりて人倫の道をも知  
らざれば父子兄弟を以てしる事あり信廣の五代  
の孫堀崎氏部大輔慶廣の代より乃し文祿三年  
八月秀吉關白不出仕し蝦夷人支配の事  
係るや松前の地は居住する松前伊豆守より  
以て是よりし我國の人等此場に来り住む  
るもの其數多しといふなり

蝦夷談話記卷一

松前のやうと人柄より相見るといふ何れも船  
中仕立高賣り生業といふを土性の能いなり  
松前近邊の住むる志摩守殿領地より割渡りしを  
畑作せしむる事賣りし納りし銀より紋布  
より紋取取針と納りし山に誰とて主の事  
まらもいれ材木より入用次第心任をり伐り地頭  
つと上げ高賣物より江戸奉り

同書卷三



松前家系

一代 武田次郎信廣後稱堀崎若狭守初々

当地へ渡上之國之内築勝山城居住

二代 堀崎宮内少輔後稱若狭守光廣

三代 堀崎民部少輔茂廣一作義

四代 堀崎民部季廣

五代 堀崎民部少輔慶廣至此代出仕秀吉公

稱松前伊豆守文祿三年甲午八月蝦夷

人仕置之 御朱印便傳馬之御判

頂戴二返り後此時松前居住

六代 松前甚五郎堅廣

権現様一出仕 御朱印頂戴

七代 松前甚五郎公廣慶長十六年癸丑十月

台徳院様一出仕任志摩守 御朱印頂戴

八代 松前辨之助氏廣

大猷院様一出仕 御朱印頂戴

九代 松前志摩守高廣

巖有院様一出仕 御朱印頂戴



十代 松前志摩守矩廣叙後五位下如前

御朱印頂戴

同書卷四

中頃日武田右衛門信廣始々此場ニ渡リ蝦夷  
本國代道ノ上の國勝山ニ居住シテ凡是ノ如  
信廣支配ノ者共々 和國ノ風ヲ蘭傳(年月  
時日ノ數ヲ辨ヘ村里ヲ定メテ相殘ル所ノ本國  
ノ其手下ニハツルニシテ凡是ノ風俗格別賤  
クテ倫理ノ道ニシテ父子兄弟ト相嫁シ

五穀ニ付テモ自然ト禽獸ヲ食シテ山ノ  
ノ海ノ入編ニ鳥獸ノ類ヲシテハ文禄三年  
山信廣より五代ノ孫蠣崎氏部大輔慶廣秀吉公  
一出生シテ初メ松前ヲ家號シテ伊豆守ト  
云々 蝦夷人支配ヲ云々 伊豆守松前山居恒住ル  
和人モ次第ニ多ク蘇成山ニ

今按ル蝦夷記ノ其處ニシテ同ノ事ニ  
云々 小裁云々

蝦夷志序



若狹守源信廣越海入夷中遂取其南界以定  
此地是歲嘉吉三年也信廣若狹國人始稱武田太郎後稱蟬崎又改  
稱松前蓋自此以降子孫世々據守其地而迄  
于今東顧之憂久絕矣

蝦夷志

松前治城介居山海之間東西各有港口諸州  
賈舶所輻湊也東至黑岩西至乙部去此以往  
陸行路絕西南海上三嶋在南曰小島其北曰  
大嶋又其北曰奧尻從此至乙部十八里奧尻島南

北二十里松前地界東西相距八九日程其北  
有五里則為夷地矣

蝦夷紀事

松前々蝦夷々一國松前領々々處凡六  
拾里西の熊石東の龜田此西所々關所  
是より外の蝦夷地此處より往來々改  
故々々々蝦夷地の往來を禁む城下の海邊  
より後々山々東西を里々々家續々々  
南北城の屋形造り々櫓々々々



大手の友邊の家臣の弟宅也

家光

松前内記

下國齋宮

堀内藏之丞

牙社奉行

友人

勘定奉行

二人

城下三箇所高札あり

定

後諸國松前渡海之策對蝦夷人直高賣堅停

止之事

多子細布松前一令渡海賣買法以者有之

古急度可注進事

附

蝦夷人之儀雖往來何處可為其心次第事

對蝦夷人非分之儀不可申然事

右之條々可相守之若於遠紀之族々任處家

代之先判之旨速可有嚴科也

寛文四年

御朱印







凡廿日程の内二三日度とらるるまゝに時程に  
うれもおまふ年迄の渡世にせしむるは日也難の事  
来りてはくまゝに少く其時日の武家とてしむる  
前中の者も老人も法もも上下一門の世業  
よゝゝ事なゝ田作の秋も黒山とて春分より  
始り凡廿日程と取仕りては上下四月中かある  
五月より又昆布より六月中まゝに昆布  
をとりては也十月の上下一門の世業に  
しむるおまふに踊ありては古風とてしむる

下り事ハ州 奥羽乃漢と小踊りも世も松前  
殊に上下の事都の通路自由の事なる  
る一八月より冷氣強くよりゆくまゝ九月は  
しむる雪もより冬の事なりては冬より人の  
用事家と小業も家も冬より春もとい何乃業  
もより雪のよりとて明くもより

米は津原南部秋田酒田よりとて領も酒田  
の廻米のよりとて四千五百俵の買上米よりと  
の相場を以代金と納り其外は船入運上米あり



了商人よる百姓一むらり未あり未生を有る所  
却々諸方よる未入る澤山く下野のそれ  
いふくかゆふ言ふ事を知りて

此地銀をいふる金ついで小判の通用の近き  
よりは別々事々今日砂金をいふ名目より

慶長小判 そむく 今七文五分  
そむく 銭六百文

右金を然るる小判令ついでの遺言也

松前家いままの領主く先を奥羽戦國  
の擾亂よりいふる割據し強暴を以

首領とるる少く其以松前より西海路は崎  
氏東海路は下國氏箱館は屈々西雄勢盛  
小戦争止時を松前家元祖慶廣君の甲斐源  
氏に英狭國より北國の乱を治け松前  
より上の國山は客々をけ元來英傑  
よりいふる獨壽氏を降伏せし終り下國も  
幕下し松前一統を也其後上の國山を  
改號勝山と稱し上の國山箱館乃支城を廢  
了東西の中央よりいふ松前を居城とす



よあ則地名を以て氏を稱し太閤秀吉公  
治世のころは心付申す

國初の後松前唐席を賓客の以ありしは  
恭勤乃多しの姓來り傳馬より嘗上方の格式より  
の格に列候より格別の事をも有りけり中  
知よりりも恭勤怠慢ありしは格式變遷  
より

憲廟沖治世の時より今の格に改りしは  
の格よりりも穢りしは嫡子兼輿治鷹献上の時  
以傳馬の

國は五穀生を以て山海の利澤餘國も倍  
し土民質朴りり利倍りり減りり古  
の民は風俗より治平百年の後を奢侈増長  
り古大夫窮り諸氏帯り堪りり古今の  
り此れと國のりり事の遅まりり風物敦厚  
りり此衰弊りり然れども山海の利澤  
民も乃る處りり古より今よりり其本を減り  
りり古砂金の盛なりり時りり地方の



多く入込蝦夷地一ヶ所へ運ばる砂金を  
 運上り領主一献とて處を箇月を人前砂金  
 を受つたうを女の運上りといふ事なれども  
 數百人より納する事取集り日ハ後新ニ流紙四五  
 枚一紙に砂金を取集り内山を山の如く集り  
 一ヶ所より領主一納する所の砂金も之拾歩  
 の一より此砂金一國の利潤とていふ事な  
 りる事なれどもヤムヤムに執後の砂金の業  
 止り也民の利澤ありは本よりいふ事な  
 ヤムヤム

耳しの乱れ元文丁この年より七拾年前の  
 事なれども砂金の運上りといふ事なれども  
 今も領主一收納

- 古金千貳百兩程 之リ一ツ山材木運上
- 同 千七百兩程 雜運上
- 同 千貳百兩程 高船運上
- 同 千七百兩程 蝦夷地秋運上
- 同 三百兩程 同夏運上
- 同 百兩程 昆布運上



同 千四百兩程 他國人段金

此外畑年貢入船商物運上等項細の事ハ略シぬ  
其妻妾々々民間ノ知々處々ありてこれト見  
瀬ト以土着ノ者乃ツハ傳々々處々あり

山海ノ利澤ハ々々々々も五穀生々々々ハ國勢立  
々々々々質朴ノ民々々々々も凍餒ノ憂告々々々々時  
々々々々々々津波不熟々々々々賣米國々出々々々此  
松前中一國ノ織僅々々々々々糧々々々々々々々々々々  
餘國乃織僅々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

多カアけ々々小麦作々々々々業々々々々々ハカ々々時乃  
患ハ々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
以テ專々々々田作ハ々々々々々々々々々々々々々々々々  
時々田作ノ時々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
業々改々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
業々々々田作ノ百姓々々隣國乃窮民々々以テ作々  
當々百姓ノ業々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
成就々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
ハ次第ハ廣々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々



穀食もこの時を則 本邦の人々化して

と云ふも依りて思ふに往昔陸奥に蝦夷は

たゞゆゑに津恒南部邊に残るに蝦夷は

けりて多賀城鎮守府に於て出来て次第に風俗

も愛して五穀生じて今の國に化して居る

に津恒南部の蝦夷は松前の蝦夷も古

陸奥の蝦夷乃遺種なり松前の蝦夷は津恒

南部の蝦夷は別種なりと云ふに蝦夷は

血脉も同じ家系を以てするものなるに百廿の後

いふに少くも毛頸よりふ素を以てこれに仙臺領より

関より入る處は是の古の關所なり處は

多賀城 今按て多賀城乃碑や壺の碑や 壺の

碑は蝦夷國家を去る素百貳拾里なりは

六町を里乃里數を以て相考するに此の關

は少くも人の蝦夷國家より關所ありて

京より去る素千五百里常陸國界より四百

拾壹里下野國界より二百貳百七拾四里より

此の里數中より上古の街道を以て



〜〜愛〜千載のちほ〜とた〜いありと〜  
大略もたふ事〜 靺鞨國家〜  
里と河ふいカラフト〜  
満州の地い〜 里数ま〜 河ふあ今〜 仙臺  
領い六町を以〜 三拾六町を以〜  
里と河ふせも古の蝦夷地今の盛岡弘前ゆ〜  
大國の府城と〜 山間ま〜 蘭壑〜  
五穀と富饒と海邊の潮代ゆき漁獵〜  
ゆ〜の材と出〜 高船の往返〜

今按二邑又  
語下の山丹

是を考ふ〜 後來后稷の事〜  
蝦夷地と奥羽ゆ〜  
三河後風土記二天正十九年九戸修理亮政  
實一揆ノ時  
神君ノ御陳ニ随フ國士ハ南部大膳大夫信  
直津輕越中守信牧松前志摩守云云松前志  
摩守ハ毒箭ヲ射サセシカ為夷人少々召連  
来ル其體尤異形也身ノ毛大ニ長ウニテ頗  
ル牛ニ異ナラス半弓ヲ頭ニアテ胡籙ヲ腰



ニサス彼夷人ノ殺スル所ノ矢ハ敵ニアタ  
ラスト云コトナク縦薄手ノ輩モ死セサル  
モノハナカリケル云々

書ヨリ申ノ處是等々初ニ以テ其以大岡秀  
吉公ヨリ朱印ヲ給リヨリ申一統ノ後御代亦  
御朱印頒戴ヨリ御文言ノ寫

定

諸國ヨリ松前ハ出入々者々々不相理志摩  
守夷人ト直高賣仕儀可為曲事事

志摩守各理而今渡海賣買仕儀若急度言上  
可致事

附夷人ノ儀ニ何方ニ往來少可為心次第事  
蝦夷人非分ノ掛少若堅傳止々事

慶長九年正月廿七日 御寫印

御文言同前

右ノ條々任去慶長九年正月廿七日先判々旨  
殊不可有相違々之也仍如件

元和三年十二月十六日 御寫印



御文言同前

右、條々記去慶長九年正月廿七日元和三年  
十二月十六日先判旨弥不可有相違との也

寛永十一年五月二日

御墨印

北海通筆

松前と蝦夷の一國と、松前領と、一處凡六  
十里西に熊石東に龜田此處に開所ありて是  
より外に蝦夷地と、此處より往來を致故と、  
一と蝦夷地に往來を禁む城下の海邊より

後い山を頂つて東西壹里と、家續より南北  
より狭く城の柵より櫓臺の傍より大平の左邊の  
家屋の宅地より

武家の輩より、皆けり、乱舞遊興より、け  
ら、質朴なる國法の申やう、慈悲を  
奉り、罪科の、國を巡拂ふ、死罪に  
及ぶ、是より、近年に他國より邪曲の  
もの入込騒動の事、取上り、吟味する  
く、其分より、事済中名却り所の若迷惑する事



とある城下の商人は不殘他國考す〜  
八幡薩摩村等の者多〜加賀能登出羽海邊の  
考す〜

船通路有る處に蝦夷〜  
此數百里の土地御領主の義入以外に不殘  
家臣の知行小割渡〜  
一村の酋長何れ〜  
漁業を事〜商人の運蝦夷の其村〜  
松前〜運上を納〜其場所木屋を造〜

居るは是を運上屋〜  
漁獵を〜其得物を取納〜他國〜  
〜業〜遠蝦夷〜  
直に交易は是又其處〜商人の松前〜  
上代納り其諸場所〜  
武家の知行收納を〜  
〜石積の知行〜  
米津原秋田酒田〜  
米の肉〜四千五百俵〜







とあり其頃西海路に蠣崎氏あり今の上の國  
山に居城をり東海路に下國氏箱館に居をり  
西雄相張る戦事止む時をり松前家元祖慶應  
の甲斐源氏に若狭國より乱をきたして松前へ  
来り上の國山に居をり首領を元來英雄  
ありしを蠣崎氏の箕裘を繼つて山に下國氏  
を幕下とし松前一統を時是を祝して上の  
國山を改め勝山と稱し今も其戦功人  
の事辨るる後勝山箱館の西城を廢し東

西の中央に松前を居城とし則ち  
名を取らば北の事の大岡秀吉公治世の  
いふは是松前民間の言傳なり 中畧



今の松前城下を領内の中中央を府とし  
津路の渡り道に便し是頃  
國の通路に備へ別を界の創業  
あり今も是を思ふ土地隘隘  
餘儀あり海岸巖石に泊舟便を  
府にありし地あり



松前志卷一

松前福山正系譜略記

清和天皇第七代源賴義朝臣三男母上野介平実方女

… 義光

義清

清光

信義

信光

信政

信時

時綱

信宗

信武

氏信

信在

一作  
滿信

信守

信繁

信榮



信賢

國信

信廣

松前建國始祖源姓本氏武田  
惟幕章画割菱于一圓中

蠣崎若狹守童名彦太郎永享三年  
辛亥生于若州實若州武田國信之  
兄武田陸奧守信賢之子也母未詳  
寶德三年辛未春有故出若州来于  
關東足利亨德元年壬申春三月又

来于奥州田名部領蠣崎

此時始祖  
以蠣崎武

田之四字  
為氏號

同三年甲戌秋八月廿八

日始祖又與伊駒安東太政季等解

纜於南部大畑乘東風来于松前厥

後長祿元年丁丑夏五月蝦夷大叛

時吾藩館主為夷賊數所敗且戰窮

然茂別八郎式部宗政河南花澤

河南

花澤共本藩西部  
上之國地名也

館主蠣崎修理季

繁季繁亦若州人即武田伊豆守信  
繁之親族也先是有故而去若州



來于猶因守館居焉于時始祖膺其  
本藩擇為先鋒將遂帥師斬蝦夷酋長胡  
奢魔兀父子及賊徒數輩賊亦深服  
始祖之驍勇絕倫之英風於是諸館  
主頻賞其戰功令始祖推為季繁之  
養男季繁宗政各解佩刀以貽始祖  
季繁所貽太且會議親族長臣而略  
口來國俊  
行建國之大禮云此時始祖築壘於  
上國河北天河居焉明德三年夏五

月廿日明德始祖逝時六  
誤十四歲法謚荷游院殿清嚴涼真大  
禪定門

光廣

若狹守康正二年丙子生于松前永  
正十五年秋七月十二日逝時六十  
三歲法謚□源寺殿恭嚴寥清大禪  
定門



義廣

若狹守初名良廣文明十一年己亥  
生于松前天文十四年秋八月十九  
日逝時六十七歲法謚法幢寺殿勝  
嚴宗全大庵主

季廣

若狹守永正四年丁卯生于松前文  
祿四年夏四月廿日逝時八十九歲  
法謚後法幢寺殿心田永安大居士

慶廣

伊豆守從五位下慶長元年與嫡男  
盛廣始拜謁  
神祖同四年改蠣崎號松前同五年  
築福山城同九年賜國政之御墨印  
同年春三月賜兼光之御脇差同年



又為

御叅内之供奉同年夏四月賜御傳  
馬之御判同年夏五月新叙從五位  
下任伊豆守同十四年於江府  
御城賜御自點之御茶台徳元  
公也和  
元年夏五月與二男隼人正忠廣出  
于大坂御陳時忠廣討捕敵首一級  
因慶廣蒙難有上意同年冬十  
月十二日慶廣逝時六十九歲法謚

慶廣院殿海翁永泉大居士

盛廣

若狹守從五位下初名守廣慶長元  
年與父慶廣始拜  
神祖同六年夏五月叙從五位下任  
若狹守同年為  
御上洛之供奉同年八月再為  
御上洛之供奉同十年又為



台德公之供奉同十二年春正月廿一日盛廣逝時廿八歲法謚心正院園殿月浦宗圓大居士

公廣

志摩守從五位下初名武廣慶長十八年冬十一月始拜謁

台德公同年同月十五日於中原御

鷹野御殿始拜謁

神祖同十九年春二月叙從五位下任志摩守元和三年冬十二月賜國政之御朱印同六年賜黃金百兩并本藩金山同八年夏五月賜御直判之御内書寬永元年春正月賜御傳馬之御判同九年為御遺物賜銀子三千兩同十一年夏五月賜國政之御朱印并御傳馬之御判同年秋七月為



御上洛之供奉同十八年秋七月八  
日逝時四十四歲法謚公廣院殿溪  
雲宗愚大居士

氏廣

辨之助寬永十五年始拜謁  
大猷公同十八年秋蒙家督之  
嚴命家臣一人以太刀批同廿年兩  
部蝦夷叛家臣鎮之同年秋七月依

台命上家譜一卷號松前系圖傳慶安元年  
秋八月廿五日於江府逝時廿八歲  
法謚氏廣院殿直心宗性宗大居士

高廣

志摩守慶安二年夏五月始拜謁  
大猷公且蒙家督之  
台命家臣一人以太刀目兼應三年  
錄奉拜將軍  
春東夷叛遣家臣鎮之寬文四年夏



四月賜國政之御朱印并御傳馬之  
御判同五年秋七月五日逝時廿三  
歲法謚松前院殿漢臣利宗大居士  
臣恐  
巨誤

矩廣

志摩守從五位下初名吉廣寬文五  
年冬十二月始拜謁  
嚴有公且蒙家督之

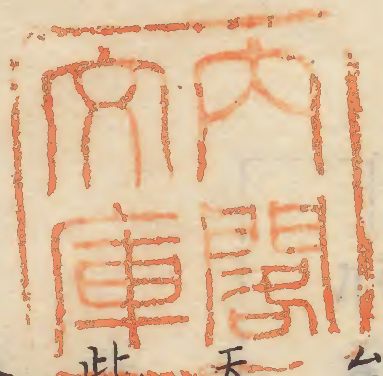
台命

家臣二人  
錄奉拜

以  
將車

同九年東

夷叛于時矩廣弱冠親族松前八右  
衛門恭廣奉



台命而來于本藩共討夷賊而平之  
天和二年春賜國政之御朱印蓋自  
此歲不賜御傳馬之御判貞亨元年  
冬十二月叙從五位下任志摩守寶  
永八年春又賜國政之御朱印享保  
四年春又賜國政之御朱印自是時



蒙可為萬石以上之格

嚴命同五年冬十二月廿一日逝時

六十二歲法謚矩廣院殿機山曾玄

大居士

邦廣

志摩守從五位下江府松前隼人正

忠廣嫡男民部直廣之別家松前三

郎兵衛本廣之六男也享保元年春

二月始拜

有章公同六年秋七月蒙家督之

嚴命同年同月廿八日拜謁

有德公

家臣二人以太刀目  
錄奉拜將軍

同年冬

十一月叙從五位下任志摩守同十

二年蒙每六歲叅府

台命寬保三年夏閏四月八日逝時

卅九歲法謚邦廣院殿傑巖常英大

居士



資廣

若狹守從五位下初名黑廣里又完廣

後改號資廣元文五年冬十一月始

拜謁

有德公

是年父子乘輿如先例

同年同月廿一

日叙從五位下任若狹守寬保三年

秋九月蒙家督之

台命

家臣二人以太刀目錄奉拜

延享四年

春正月賜國政之御朱印明和三年

春三月十九日逝時四十歲法謚祥

雲院殿瑞嶽英麟大居士

道廣

志摩守從五位下初名章廣又幸廣

後改號道廣明和二年冬十一月十

一日蒙家督之

台命同年同月十五日始拜謁



將軍後明同年冬十二月叙從五位

下任志摩守

右安永七年戊戌冬十月不佞廣長子女所修  
之略譜也詳見于福山秘府秘府五十卷安永五年丙申余撰之

同書卷二

國號并諸說

蝦夷志云新井君美白石所著蝦夷一曰毛人古北倭也

ト是ハ山海經ニ蓋シ國在鉅燕南倭北ハ屬

燕トアルヲ讀誤マラレタリ元來國名ニ非

ス今謂フ松前ハ後世福山城下ノ俗號ニシ

テ國史所謂度島是也東部函館ヲ當時ウス

ケシ或ハウト云ハルカ如シ函館ニハモト

館アリシ故ニシカイハルヲ今ハ其地名ト

ナレリサレハ松前ノ名ハ今ノ法華寺ノア

ルトコロノ西南ノ出碕ニ大松アリシカ其

茂枝西南ノ麓ニ枝垂リタルヲ以テ町ヲ大

松前ト號シ其津ヲ大松前ノ津ト名ツケ或

ハ民家ノ並ヒタルトコロヲ直ニ枝力崎ト



呼ヒタルノミニテ町ト云コトモナカリシ  
時ノ呼稱ヲ以テ今ニ傳ヘテ町ノ名トセル  
ナリ然レハ松前海邊大町ニハ街名ナシト  
云ヘシ今云エケフ町博知石町唐津内町小  
松前町大松前町枝カ崎町泊リ川等ハ皆津  
ノ名ノ類ニテ街名ニハ非サルナリ今ノ大  
松前ノ津ヲ往古ハ津輕津ト云ヘリ是又國  
史ニ見エタリサレハ松前城下ノ總名ナル  
故其地名ニ因テ慶長四年第五在永泉公  
前

伊豆守 慶廣 始テ氏號トセラレシカ自ラ國號ノ  
如クニナレリ又日高見ノ國號ハ東ノ地日  
ノ出ル處ニ近キカ故ノ名ナリ是亦國史ニ  
出タリ

サテ松前福山城ノ来由ハ慶長五年第五世  
永泉公 從五位下伊豆守慶廣 築之名ツケテ福山ト號  
ス厥後第七世溪雲公 從五位下志摩守公廣 復改テコ  
レニ繩張ス 慶長八年溪雲公始テ 神祖  
トキナナルハ一世ノ 于時小幡勘兵衛溪雲公兵



學ノ師父夕リ此旨第十世機山公從五位下志摩守矩

廣ノ記録抄中ニ見エ夕リ今又武家閑談ヲ

東都木村高敷所著按ルニ小幡勘兵衛景憲ハ山本道

鬼力門人ニテ

台徳公秀忠ノ御時御使番ヲ勤メケルヨシ

年歴尤時在ニ合一リ扱又本藩福山城ノ東

北ニア夕リテ小館アリ大館或號徳山昔時

相原氏住于此處共ニ古城ノ舊跡夕リ大館ハ永泉

公伊豆守慶廣モ住居アリサレハ今ノ太神宮ノ

社地ハ兼應元年壬辰依蔵町遷宮于此其頃ノ茶亭ヲ建シ

トコロナレハ於是堂社ノ岩壁ニ茶屋ノ土

臺ヲ入レシ舊跡アリ又西部上ノ國太平山

ノ麓勝山ノ城地ハ第三世勝嚴公若狹守義廣ノ

コロマテ住居アリ永正十一年夷亂ニ依テ

第二世恭嚴公若狹守光廣ト俱ニ上ノ國ヨリ松

前徳山ニ移轉アリ此時勝嚴公若狹守義廣ノ弟

二郎高廣残り留リテ勝山ヲ守護ス又舊記

ヲ按スレハ亨徳ノ末ニ至リ若州ノ蠟燭修



理大夫季繁伊駒安東太政季ノ聳トナリテ

上ノ國河南花澤ノ館ニ住居セル時清巖公

始祖蛭崎若狭守信廣 副將トシテ共ニ彼地ヨリ脱文

一此説ニ因テ考フレハ花澤ノ館ハ即勝山

ナルヘシ又長祿元年夷賊誅罰後上國河北

天河洲崎ノ館ニモ始祖住居アリ昆沙門堂

北ニ又上國河南ノ方ニ和喜城ノ舊跡アリ

永泉公伊豆守慶廣ノ代酒井伊兵衛廣種父七之

助此地ノ城代タリ或ハ南條越中城代タル

コトアリ予未西部近郷ノ地ニモ涉ラス故

ニ其地理ヲ察スルコトモ又疎ソカナレハ

齟齬スルコトノ多クアルヘキナリ厥後慶

長ノ初ニ至リテ日本諸國大亂慶長三年大閤

秀吉薨五年閤ケ原大乱アリシテ英雄競ヒ起ルノ時ナレ

ハ永泉公伊豆守慶廣アマ子ノ領内ヲ巡行シテ

速ニ城郭ヲ築クヘキイトマナク殊ニ東部

禮髦福山ヨリ里程三里ヨリ東ノ方夷狄充滿スレハ

支良加美ノ絶頂ヲ東ノ關トナシテ福山城



ヲ築カレタルナルハシ愚竊ニ按スルニ福  
山城ノ繩張悉ク法アリテ後輩漫リニ是非  
ヲ論ス一キニ非ストイハトモ城地ニ於テ  
ハ恐ラクハ四神相應ノ名地ト云カクカラ  
ニカ第一津輕津今云大松前着船ノ湊アリ  
ク秋八月ヨリ春三月ニ至ルノ間烈風高浪  
ノ為ニ自佗ノ賈舶ノ毀壞スルコト多ク且  
海夫ナトノ死亡スルコトモ亦年々ニ多シ  
是國害ノ尤大ナルトコロニシテ仁人ノ忍

ヒサルトコロナリサレハ松前福山城外ヨ  
リ東部二十首餘里ヲ離レ七重郷ノ陵ナル  
庄司山ハ地高ク山巖ニシテ城地トモナル  
一キ地勢ナレハ十一世傑巖公志摩守ノ時  
既ニ東都ハ建白セラルハキノ決断アリシ  
カト寛保三年夏閏四月不圖早世アリシカ  
ハ大望空シクナリ又然ルニ年ハテ土橋武  
則ナル人本藩ヲ遊覽セシカ七重郷ノ南函  
館昔時河野季通住于此處永正八年辛未夏  
四月依夷乱落城自殺處也名ヲ宇須岸ト



ヲイテ以テ無雙ノ城地ナリト歎羨セリ云  
此條くいゝは函館の部あり

同書卷三

後福山津他國海路里程

津輕深浦迄 凡三十五里有餘

同 鯉ヶ澤迄 凡二十三里有餘

同 小泊迄 凡十三里許

同 夕ツヒ迄 凡七八里有餘

同 但シラカニ崎ヨリハ六七里許アリ

同 三厩迄 凡十三里許

同 平館迄 凡十六七里

同 青森迄 凡二十五六里有餘

同 南部野戸地迄 凡三十五六里有餘

蝦夷島記

蝦夷島の廻り船は素廻りといつて三百里

程あり望み島南部津輕より出向は此島乃

日本より船着は松前より

北蝦夷風土草稿



松前の様子人物可々其見よいはるる船を  
仕ふる高賣と専とふ事也すく出地の性合  
よ

東遊記

夫蝦夷の地も 日本に附屬し〜津奥

國乃東北よりあり府城を松前とす松前氏世  
爰より居る渡海の津所よりあり津輕領内乃  
三所より渡る處を松前一途〜松前の外に  
江差福館と〜兩所の港あり西國北國海船

爰より轉り警榮地より起り松前より江差一  
拾八里箱館一二拾六里あり港口の便より  
箱館より第一歩〜江差是より松前の港より  
〜府城の地あり依りおのり〜輻輳所也  
ありあり松前江濱より辨天瀧と申す小島あり  
樹木似〜民家あり辨財天女の廟あり此瀧西  
北の風より船〜船から〜ありあり東の白神  
瀧〜山の尾崎南つ〜出〜所より西處  
ありあり海船〜ありあり〜東南の風烈



一此時の船影水色甚志を勇す  
いふるも府城よりしるき若山のうらやうりふり  
つと南山向ふ城櫓二つの丸乃前山あり櫓より  
より東より大松前西より小松前より西より  
東より下より移り武家の居宅の城あり

蝦夷志拾遺序

荒井君義蝦夷志曰嘉吉三年若狹守源信廣  
越海入夷中遂取南界以定北地自夫以来子

孫世々據守其地

此事不分明松前家記寛永丁丑春焼滅今不詳云云

蠣崎慶廣也者始出仕豊臣家次慶長四年冬  
奉見

神祖於是賜從五位下改號松前志摩守乃世  
世被封置松前令成蝦夷于時天明五乙己年

春以松木伊豆守秀持命于

朝被遣山口鉄五

郎高品菴原弥六宣方皆川冲右衛門三月到

松前分道行巡嶋中屬於松前民村七十六其  
地也謂蝦夷地然至彼村民及蝦夷人自古以漁



業不知田耕守之人亦不為使教之納賦稅只  
引入他邦之高船以嶋中之產物為交易一利  
商人號運上或口錢使納米金故商人自矜  
擅利土民蝦夷人之憂年久而不止猶不能國  
開也依之具窺夷人之情怨為商人所掠又悲  
不知耕聞請學國風飲清化於是願下法令加  
神恩使之教耕施王化不年國齊為清民何疑  
之有云云

蝦夷志拾遺

松前ニラカニ崎覆北曲南向山海間屋舎ア

リ松前ニテ北極星ヲ見地出ルコト四十一  
度五分餘ソウヤニ至テ八四十五度餘也

志摩守家臣及寺院除商家一千五百餘戸人

數六千二百餘人春末ヨリ晚秋ニ至ルマテ

諸國ノ高船来テ海岬ノ下ニ湊日シテ夜陸シテ通市

ヲナス

蝦夷秘鑑上卷

松前所至乃一嶋乃内りりるる領分

一嶋のりり成主れ嶋所々居の嶋所々



配當は海邊一場所は領分より、山内は  
海邊一場所は五拾里位或は七拾里位一  
場所の周廻乃演造は諸所におまゝに領分の  
内、山内は演造のより、奥の山内空地  
より、人倫より、深山曠野のより、  
蝦夷地と松前地とは、日本最寄より、  
奥の表より、松前より、奥の蝦夷地也  
松前所在鴻一國の内地方を存する、其處親  
疎の二義あり、ま川松前の百姓より、住居の

處は土人名付くニヤモの國より、ニヤモの  
人間をある、蝦夷人の住居の處を名付る  
アインノ國より、アインノは蝦夷のより、  
出地の風俗より、貧民より、毛織獵を企てる  
より、金主あり、金を貸し、人数多し、  
又田畑新開五穀百果の採實採桑の類は、  
端より、金主より、毛織より、庶民善く  
承引より、領分の命替より、處より、から、  
より、時勢より、物より、領内乃



百姓々唱々々考々耕種ノ業はた々々以漁  
師ヲ紙ハク

蝦夷風土記

嘉吉三年下國安東太越海稱雄及寶徳三年  
新羅信廣越海而處于天河爲信廣本居内地  
蠣崎故爲蠣寄氏自蠣崎氏越海以來下國氏  
益衰遂爲蠣崎氏所滅永正十一年遷居于松  
前後因以爲氏上自君下至大夫士各分占其  
地漁獵之獲收以代田祿名雖曰鎮夷將其實

是蝦夷候也

松前亦蝦中一小村落蝦呼做馬多瞞月占地  
東南面属松前境東至龜田西至熊石有關以  
譏人夷出入今人居益多東施及塩吹西及設  
氣奈一從此以北皆爲蝦地

蝦夷嶋奇觀卷九

松前夷名トマハマノ地古渡鷺ノ蝦夷日本紀  
ト在極南此地ヲ西ニ拾餘里ノ海濱ト  
上ノ國ト以東ニ拾餘里乃海濱ト下ノ國ト



いん

齊明帝元年柵カサ養カサ今本古内村蝦夷九人冠各

二階と授を以て古昔都に渡来して事ハ代

々の史より其後延暦年間以来天喜康平

文治に亂れ奥羽二州の中郡司庄司の類

以舊来朝廷小背して者此島に遁れ渡

居住して者も有る亦流寓の者も有り

北陸道の邊より産物交易し來り後永住し

るもれもあむ松前家始祖彦太郎信廣寶

徳元年三月若狭州に發し奥州北郡田名部

郷蠣崎村に來り此邊及蝦夷島の名産

海帶を交易して國に贈り能狂言昆布賣

濱のり寶徳三年八月廿八日伊駒安東太政

季より者に率し同郡大畑湊よりマトマ

小着岸に夫より姓を蠣崎と改め安東太

下の國モ今茂邊地に居り定む蠣崎信

廣以上の國河北天河に館を営み上下の國

を經歷し蝦夷を撫育して事厚し



康正二年より長祿元年五月小刻りて首長  
 コシヤマアノ、従夷數百人蜂起以下國宗政  
 上國花澤館主蠅崎季繁若狭州の人信廣より先此島に渡居住  
由 同彦太郎信廣移出了夷兵を敗り酋長  
 其外悉く討て上下の國穩たり蝦夷と打交  
 けり民居ゆるり地東西凡六拾餘里今シヤミ  
地 其所に庄司あり  
 原口名地 岡部 石崎名地 原谷名地 子ヲ夕名地 近藤  
名地 今泉 吉岡名地 薦槌 脇本名地 南條  
名地 ヲヨハ

中野名地 佐藤 茂邊名地 下國 ウスミ名地 河野

名地 シノリ 小林 マトマ名地 相原

通計二拾壹人何れも塔を備營に住居の年  
 曆姓氏とも不詳皆信廣より従ひ臣の如く信  
 廣の明應三年五月廿日六拾四歳より卒す

光廣

義廣

季廣

慶廣も天正十六年豊臣秀吉より仕へ稱志摩



守慶長元年嫡男盛廣（一）

神祖（一）孫謁（一）同四年十一月七日蠟崎乃姓

之改（一）稱松前同五年福山（一）館（一）造（一）東

北（一）大館小館（一）海山（一）號（一）相原某住（一）

同九年國政の御黒印（一）賜（一）元和元年十一

月十二日卒（一）六十九歳

盛廣

公廣志摩守（一）任（一）國政乃御朱印（一）賜

ふ慶長十八年七月八日卒（一）

氏廣

高廣

矩廣

邦廣

資廣

道廣

東夷周覽稿上卷

松前八世々松前家ノ舊領ニシテ當主ヲ志

摩守章廣ト云海濱ニ陳屋アリ山ニ倚テ建



夕レハ遠ク海上ヨリ望ム時ハ城ノ如クニ  
見ユ市中高賈ハ千軒餘アリト云諸國商船  
往來スル港口ナレハ市中至テ繁榮ス然レ  
トモ船掛リノ濶宜シカラス逆風ニ遇ハ  
難破船ノ憂アリ市中高賈ノ富有ナルモノ  
ハ多ク蝦夷地ノ請負人也此請負人ト云ハ  
蝦夷地場所々々ヲ請負テ夷人ノ教育ト號  
シ實ハ交易ヲ專トスルナリ夷地ニハ其請  
負人ヨリ運上屋ヲ建置テ支配人通詞番人

ナト遣シ夷地産物鮭鱒其外諸品ト日  
本ノ米酒多葉粉古着等ト品替ニナスコト  
ヲ司トラシメ其交易物夷地所々ノ多寡ヲ  
論シテ請負人ヨリ松前家へ運上金ヲ出ス  
支配人通詞番人ナトハ松前市中ノ商人ニ  
テ此事ヲノミ生活トナス箱館南部邊ニモ  
此生活ヲナスモノアリ尤賤シキ高賈ノ輩  
ナレハ己々カ利分ノミヲ考ヘ夷人へ非法  
ヲナスコトナレハ大分ノ利徳ヲ得テ自然



富有ノ身トナルモノ多シ儲コノ運上金ヲ  
ハ何場所何百兩ハ誰給領ナリトテ夫々ニ  
身分ノ高下ニ應シテ多少ノ給金ヲワタス  
トナリ予カ幼キ時ノハナシニ聞覚エタル  
ハ松前家歴々ノ諸士トイハトモ皆給金取  
ナリト云コトヲ聞ケルハ此事ヲ云ナリ運  
上金ノ外ニ己カ給地ヨリ出ル處ノ昆布鮭  
鱈魚油ナト好ニ應シテ其主人ハ取揚ル是  
ヲ指荷ト云斯ノ如ク金銀融通ノ國柄ナレ

ハ自然市中ノ男女奢ヲ好シ人物奸邪ニシ  
テ媼犯ヲ放ニスル風俗ナリ領主ヲ始メ諸  
士ニ至ルマテ貨殖ヲ事トスル故自ラ士高  
ノ道混シテ卑劣ノ心ヲ生スルモコトワリ  
ナリ

我邦ヨリ蝦夷ニ渡ル海路ハ兩道アリ一ハ  
南部佐井ヨリ箱館ニ渡リ一ハ津輕三厩ヨ  
リ松前ニ渡ル凡周廻七百餘里ノ大嶋ニシ  
テ西ハカラフト嶋山丹滿州マテ續キ北ハ



クナシリ嶋ヨリエト口フウルツフ等ノ諸  
嶋ヲ歴テ魯齊亞ニ續ケリ東一方ヲ開テ大  
海漫々タリ此地ヨリ我邦ハ南ニ當レリ松  
前家代々一圓ニ領シ政教普ク布施ストイ  
ハトモ松前一臂ニシテ強テ國務カヲ用ル  
コトアタハス

東照神祖以來治國相續テ五箇年ニ一度朝  
覲ナスノミニテ其餘ハ松前ニ居テ交易ノ  
利分ノミヲ論シ是ヲ以テ一家中諸士ノ給

領ニアツ故ニ家中ノ諸士モ自然文武ヲ捨  
テ唯利欲ノミニフケリテ畢竟ハ商人ノ業  
ヲナスコトハ元來蝦夷ノ地方不毛ニシテ  
漁業ヲ專ラトナス故ニ家中諸士ノ給領ト  
イハトモ其土地ニ住スルコトアタハス夷  
人ノ雜具食物等マテモ皆松前地方ヨリ運  
送ナスコトナレハ道路ノ費用多クシテ中  
以下ノ士ハ上ノ給領ハカリニテハ彼地ニ  
至ルコト難シ故ニ夷地ニ産物ノ多寡ニ由



ヲ<sup>ラ</sup>金銀ノ高下ヲ論シ給分トナス故ニ惜慢  
ノ心ヲ生スルナリ人情ノナラヒニテ金銀  
自在ナレハ奢侈ノ心モ生シ上下欲ニノ  
フケルハ古ヨリ珍シカラサルコトニテ敢  
テ松前不正ノ罪トモキハメカタシ

松前舊事記

文治五年七月十五日鎌倉將軍頼朝公奥州  
の恭衡ヲ追討シ給ふ節津輕糠部郡ノ人  
多く此蝦夷嶋ニ逃渡ス其輩長刀ヲ船舫ニ

結シ<sup>シ</sup>舟艦擢<sup>ト</sup>漕渡ス是當國艦擢車擢  
の根元<sup>ヲ</sup>是<sup>ト</sup>松前<sup>ノ</sup>東ノ方隈川西の方  
與市百四拾里<sup>ノ</sup>村々里々人民居<sup>ル</sup>

文治五年ノ嘉吉三年ノ至<sup>ル</sup>貳百五  
拾貳年ノ間不分明依之是ヲ不記

嘉吉三年十二月十日下國安東太盛季南部  
大膳大夫義政ニ討負津輕小泊ノ當國  
逃渡ス節順風不吹爰ノ永善坊道明法師天



地を伏蕪々仰了肝膽を碎き々々忽巽風吹  
出々跡々軍兵追来不々々々船を沖小  
浮る々々依了力及り々引退々夏より十二  
月十日の巽風を道明々々此時山王坊若永  
善坊萬願寺齋相坊一同渡海々々  
文安元年盛季死去同三年下國盛季の息安  
東太康季津原を攻め陳中々々病死を亨  
徳三年八月廿八日新羅氏信廣佐々木三郎  
兵衛尉繁綱工藤九郎左衛門尉祐長西人を

相従一田名部々々當國一渡る此時安東太  
定季相原周防守政胤河野加賀守政道等一  
同渡海を亨徳九年一代信廣  
清和天皇六代新羅三郎十七代後胤を天  
の川に往々勝山の城主蠟崎修理大夫を號  
し明應三年五月廿日逝去于時六拾四歳法  
名荷遊院殿を號し同四年  
二代蠟崎宮内少輔光廣を號し後々若狭守  
と改む信廣の息男を同五年十一月廿六



日下國山城守恒季の殺害事は是定季の  
子也行跡甚荒く無罪の者も多く誅伐  
せしむるに依りて是より相原政胤の息  
男彦三郎季胤村上三河守政義松前を守護  
し  
永正十一年三月十三日光廣公の息男義廣  
百八拾餘艘の船より天の川より松前一列  
移り高廣上り國を守り  
三代蠣崎民部大輔義廣光廣の息男也強弓

精兵の義士也天文十四年己八月十九日逝  
去六拾三歳

大永元年三月廿日高廣逝去三拾九歳基廣  
上の國を守り

四代蠣崎若狭守季廣義廣の一男なり

文祿四年未四月廿日八拾九歳より逝去

永正<sup>一</sup>廿年始り東西蝦夷の司を宛東より  
モタケニ尻内より住居より西はシタレケニ天  
の川郡内より居住より蝦夷地高船往来の法度







御暇席皮五枚黄金五拾兩拜領同四年

家康公大坂御城より慶廣を被召出當家

の系圖并蝦夷嶋の圖奉入上覽此時稱

號松前と改む十一月七日集人正忠廣松前志正

系譜略を参考し慶廣の二男なり於大坂御城

家康公一始了御目見依之後五位下伊豆守

と任松前志正系譜略に慶長九年五月に今按し慶廣豊臣家の命あり志摩

守と任は叙任の事あり御鷹献上の節宿

と并飴可令馳走御朱印頂戴之福山と新城

と築く

六代松前甚五郎盛廣同六年慶長

家康公依命從五位下若狹守と任と慶廣嫡

男也と同八年冬盛廣江戸参勤十一月八

日百人扶持拜領

家康公御入洛之節奉勤供と同九年正月

十七日國政の御黒印頂戴三月二日

秀吉公より兼光の御腰物并時服五重拜領

四月十日御傳馬の御判賜之と同十年盛



廣江戸参勤 將軍宣下り御入洛奉勤  
供言同十三年正月廿一日盛廣病死壽三  
拾八歳同十四年  
七代公廣家督盛廣の嫡男なり  
花山院忠長卿當嶋一流罪暫く上の國に居  
り其後松前へ移り萬福寺に居給ふ同十  
八年公廣始り江戸参勤  
秀忠公へ御目見十月十五日從五位下志摩  
守に任じり元和三年冬志摩守公廣江戸

参勤同年大澤村金山穿出り松前金山  
の始也  
元和六年松前金山不殘秣領土井大炊頭青  
山伯耆守より被中違右金山より出り砂  
金百兩土井大炊頭より献上則献上之砂金  
不殘拜領云々寛永十八年公廣逝去四拾四  
歳同年秋氏廣参勤家督云々  
八代氏廣辨之助同廿年七月太田備中守取  
次り當家の系番を献上日光山に奉納



正保元年氏廣參勤井上筑後守取次少松  
前繪圖献上云云慶安元年八月廿五日氏廣  
於江戸病死廿八歲同二年

九代高廣始了參勤五月家督御礼相濟志摩  
守了任云々氏廣の嫡男也中

同年寛文五七月五日高廣逝去廿三歲

十代矩廣九月十二日寛永五松前出帆十月

三日江戸着十月十五日家督云々同年貞享

十二月廿五日從五位下志摩守了任云々

享保五年日原本矩廣逝去六拾貳歲

十一代邦廣同六年享保參府家督御礼云々志

摩守了任云々同三年寛保閏四月八日逝去

三拾九歲

十二代若狹守資廣邦廣の嫡男也云々明和

三年三月十九日逝去四拾歲

十三代松前外記道廣繼目參府九月出帆家

督御礼相濟云々從五位下志摩守了任云道

廣了資廣の嫡男也云々寛政三年道廣病身



了月國政... 隱居願之通被作付云、  
十四代松前雄之助章廣十月二日寛政三年  
繼日參府松前出帆十一月家督御札相濟若  
狹守了任と章廣の道廣の息男也云、  
寛政九年九月章廣參府松前出帆水澤了  
罷登以處江戸留守居添役尾見藏太御老中  
了御奉書持參此節密船度来了月不及參  
府随分國許大切了相守可中旨了作出右舟  
水澤了致帰國隱居大炊介道廣御用有之

可致出府旨了作出云、  
上畧同十年寛政十年江戸了役人三橋藤右  
衛門大河内善兵衛此外大勢蝦夷地一了  
了物人数不知上在西蝦夷地追見分同十  
一年江戸御役人松平信濃守大河内善兵衛  
三橋藤右衛門此外勘定役了小人目付了寄  
合了普請役數十人下着東西蝦夷地一了了  
此節知内村了東蝦夷地御用地了相成尤  
了箇年之内了借上了作出右地面為引渡下



國舎人罷越東蝦夷地為替地武州崎玉郡久  
喜町々々五千石に仰付右御要害之由々々  
箱館へ南部家より物頭上下五百人津輕家  
より五百人箱館へ詰居る各到着蝦夷地へ  
引越す云々  
公儀に交易下蝦夷地に引請り付諸事仕込  
方掛村山傳兵衛に借上り々々箱館へ女房連  
引越す云々  
右之に日記享和元年追之分也此外不相分

史より當嘉永四亥年追元五拾四年小成松  
前様以國替元四拾五年以前之事也夫より  
亥年以本國廿八年以前より入國し成東蝦  
夷地御用地以來拾五年夫より八年の内々  
場所々々請負り相成其後松前様以掛り々々  
以座以云々

東海參譚

土人云此地方より五穀を採り々々其故  
いふ事々々元雛獵ハ二月中旬より初々



春の土用も終るて暮の月一日数日  
数百金を得る事あり其業斯の如く  
中るは是も依り耕耘の業なり  
事い一人も是もつるあり年中辛苦  
送りしうの平生う衣食し  
此地若不獵他邦も有年あり  
平坐して餓死不及り事必然あり國  
しり賢侯農を進し良弼あり此人民  
教ふ事あり今日も至る事實も歎息

もは是良民もこれ國の本を失つた  
数年の糧もこれ本より他國の力  
るれも永保の地も稱も武備の事  
て置勸農の第一は教を

北邊紀聞卷四

豫見録

我前の如きも諸侯雄を率い年々西奔東馳  
し戦事い治を海外属國



る多き暇は勝國の主領に及ぶ  
はるは故に彼蝦夷の地れ如きも松前  
併せ直ふに其封邑ありて蓋祖  
業を賞しての事

松前の地も田村將軍東征馳の後六百  
有餘年を歴て新羅氏信廣海を越て治  
るに永く東顧の憂を絶て右以  
来年々蝦夷の事は比に其業細と  
して信廣よ今も至り歴世十四代

三年を以て殆三百年まはる大沿革の數  
ふは嗚呼命の常は誠はかく  
の

同書卷五

和歌五字論密書

松前家の濫觴奥に南部蠣崎の住人蠣崎何  
の始に彼地を渡り土人  
其利を得て若狭國の住人本生と  
知らぬ商人の蝦夷地を産物を買歳々



蠣崎の家に行くと、蠣崎の女を通じ終は賀  
とあり、彼地は別家とて、たゞ栄とてあり、  
確執の事出来本家を討亡し、我は彌利を  
恣り、富栄其子蠣崎彌右衛門此名不明  
説九岳漸豊臣公朝鮮より帰陳の頃、兵糧貳  
千石を貳艘に積り送り、献祭自分筑紫博多  
より、あふ出迎へ、公は見え、其賞あり、  
旗本衆の中より加へられ、

神君の御代に到り、花山院に縁を、此院乃

推舉を以て、以後五位下は任を、松前若狭守

と改名し、夫より、彼地を領し、以上松前乃出

あり、處代々、五位下は任を、地あり、いし傳

邊土に住居し、諸君子に會し、事稀を、

甲名古の商家に情を、あや武門に心を、

とて、土人に米作業を、と漁を賣

買し、所業を、た他國の商人を引入

蝦夷の交易を、た其品毎に賦調を、と土人

より、品を貢調を、た其事を執る、及等



各聚飲して下を虐るる事あり下はまぬる事あり  
と代りて下を虐るる事あり下はまぬる事あり  
合事いふ事あり下を虐るる事あり下はまぬる事あり  
うぬぬの煙立ちし事あり疑ひし故猶委し  
尋ねけし煙日きりぬ他邦より入り来り  
了返し住し商家より實の土人の蝦夷し  
去る常より衣食乏しれも乃多し略下

文化四年丁卯初冬 中里玄陸

頭書し云此事大抵傳聞の説の訛り依り

論説しる事皆なり

松前地方の人より蝦夷まゝ于今松前の徳  
と松前い一言ひの事及し必洋注  
咽と不知方今の民の父母し徳あり  
むや此人都下し生長し書生し實地踏  
し人ありか人の多い民の不幸時の  
不祥なり

アツケ之國恭寺僧宜震書

或執政家臣云松前舊領以會計有之以處東西



蝦夷地総一々漁獵乃獲収凡十三萬石程之  
高不及此一々松前候も固く其臣庶の概  
嘆実し理義也

或書云嘉吉三年下國安東太越海稱雄及寶  
徳三年新羅信廣越海而捷于天河為信廣本  
居内地蠣崎故為蠣崎氏自蠣崎氏越海以來  
下國氏益衰遂為蠣崎氏所滅永正十一年遷  
居于松前後因以為氏上自君下至大夫士各  
占其地漁獵獲収以為田祿

又云信廣元ハ甲斐源氏より本國若狹後南  
部蠣崎小在りし氏より蓋今の蠣崎將  
監ハ其苗裔也

又或説し蠣崎ハ西海邊上國より處に住  
居たり西海夷地を領し下國ハ東海茂邊地  
より處に住居たり東海蝦夷を領し云  
其後松前先祖甲斐源氏より若狹國より渡  
り強勇より蠣崎下國を降しり  
松前より移り居りり



沿海異聞

松前の様子人物宜々相見々何々々船々  
仕立高賣々專業々々々事々々々々々土地の  
性合々々州木茂々外々々勝々々路の葉々々  
々々有々勝々々大々々は席斑の唐竹の葉々々  
々々々家の廻々々塙ふ々々有々々案釋少々  
作々々由此外乃穀物の土地ふ不相應古去  
大豆小豆大角豆瓜茄子等近年少々宛仕附  
先年々津輕領の百姓地頭一願々々松前地

一引越三箇年の内耕作仕附試少々々曾々  
賣入悪く依々上つ々々々々々蝦夷地年貢  
の無々々蝦夷人松前家一見見々出山々々自己  
々々乃土地々々出産の物々差出々々其年松  
前家々々々蝦夷人一賜々々小品多少有々々々々  
蝦夷地々松前家々々々日本人々不差置先  
年金堀并鷹通々々住居々々々事有々々々々  
々々シヤム之ヤイシ。オニヒシ一乱後 日本  
人差置少々々蝦夷人仕置の障々々々相成々々右



才ニヒシ。シヤムシヤイン在所を陸路松  
前より廿日路より此道筋馬足不立難所或  
箇所有る又海上より四日あり著岸  
則シヤムシヤイン在所よりシヒチヤウと  
いふ地名也

松前近邊より蝦夷人多く松前家より領地乃  
内割渡有るに蝦夷人畑作少いといふは年  
貢物より少く納る事難く取役昆布や糸織り  
より相勤山より毛織ふと申す之の宛も多し材

木より入用次第に伐高買物と申す地頭一上  
納る事也

蝦夷地一他國より渡る船は松前氏の朱印船の  
外法度より渡海一切不相成し  
休明光記卷一

蝦夷の地は陸奥國の東北より江城まで去  
るに二百数十里東より南部の佐井より渡り  
西は津軽乃三厩より渡り北極出地凡四拾三  
度より五十一二度に係り極く寒國より











氣ふくは諸民專炭薪を貯ふ也。つゞ西郡  
の樹之しきを見まひ西郡は尤早く開く  
日本人住居し東郡の後日開らけり。松前  
の府の開けり。四百年許を経る。あや  
いる。

### 邊警紀聞上卷

開闢ノ時ヲ考フルニ二人ノ老夫婦化生セ  
リ夢ニ神人ニ遇テ船ヲ造リ魚ヲ捕コトヲ  
教ヘラル夫ヨリ生々シテ幾年ヲフルコト

ヲ知ラス坂上將軍田村麻呂東征セズレシ  
時モ亦北海ヲ界シテ是ヲ化外ニ置タマヘ  
リ其後六百五十六年ニシテ若狹守源信廣  
本氏武田海ヲ越松前ニ治城ヲ開キ子孫世々事  
人ヲ撫育ス

### 松前家移國始末

松前ハ北方ノ邊涯ニテ南部津輕ニ接スト  
イハトモ十數里ノ海ヲ隔テ高波岸ヲ浸シ  
テ海颯時ナラス北ハ長ク蝦夷地ニ屬シテ



其末魯西亜山丹滿州ニ界セリ茲ニ松前ノ  
城主ヲハ松前若狹守章廣ト云此先祖ヲ尋  
スルニ上ノ國ノ館主蠣崎修理季繁ト云者  
アリツモ此國ノ昔秀衡ノ之後其餘黨打渡  
リテ世ヲ遁レ樸訥無智ノ夷人共ヲ從ヘテ  
各割據ナシケルカ此季繁ノ代ニ至リ時ハ  
長祿ノシツカナラヌ世ナリケレハ戰爭凡  
時モ止時ナシ扱モ季繁ハ數多ノ醜類ニ攻  
ラレテ家モ危ク見エシ處ニ蠣崎信廣ト云

者新ニ此國ニ渡リ來リ季繁ニ力ヲ合セテ  
關ヶリ蝦夷乱紀事云若狹國住人武田太郎  
信廣初テ此國ニ渡リ勝山ニ居ラ占  
ノ後蛸崎若狹守ト改ム彼カ五代ノ孫慶廣  
ノ世ニ及ヒ文祿三年八月閏白秀吉ニ出仕  
シテ蝦夷人支配ノコトヲ命セラル云本  
文ニ云處ハ是ト異ナリ余思處アリテアル  
人ノ説ヲ此信廣ハ智謀備リ武勇有者ナリ  
記スノハ遂ニ醜類討平ラケ一國平均ノ功ヲ  
奏シ又シカルニ季繁思様サキニ我危カリ  
ニ時此人來リ助ルニ非スハイカテ此功ヲ  
ハナスヘキヲ然ハ賢ニ讓テ政ヲ委スルニ



如ス况ヤ姓ニ同祖ナリトテ即信廣ニ譲リ  
ケリ此ヨリ松前ヲ氏トシテ代々其國ニ住  
ケルカ  
東照宮ノ御代ニ口シメシケル比ヨリハ江  
戸ノ叅勤怠ラヌ小諸侯ニ列在ス  
終北錄

按松前嶋北極出地四十二度東至山越内西  
至熊石其間七十里華人往焉以外則蝦夷矣  
元三曰東蝦曰西蝦曰北蝦其他嶋岨鼎峙碁

布不可勝數國雅総稱為千嶋要今謂加牟尤  
都加等皆古奥蝦矣

嘉吉中武田信廣自若狹以舟師取蝦夷先據

此島

謂伊志加利嶋

南帥攻松前主蠣崎氏不能抗納

女妻信廣以國降之此嶋舊於夷中稱為富庶  
初武田氏治蝦夷也不知風氣日開而不可以  
人力抑專禁夷人之華言華服及習文字蓋恐  
渾沌一鑿不可復制御也俄羅斯則通貨則利  
器用日以啓發愚蒙為事故不惟取加牟尤都



加并蠶食知由步加諸島竟令海牛皮不復入  
于我 官恐松前政化不宣而為俄羅斯蹙  
邊疆也享和二年假東蝦始置府於此設奉行  
以鎮壓邊疆欲漸被以教化更改舊弊文化四  
年遂遷松前侯於梁川縣其地而後治焉然以  
此地為要衝尚置鎮如故  
蝦夷談筆記

中頃武田右部信廣始此鴻渡蝦夷半  
國之切上之國勝山小居住仕小是

了信廣支配の考 和國乃風俗

傳一年月日時の數を辨一村里れ差別を定  
先お残る半國もその下はつるも風俗  
ハ格別の中 倫理の道 父子兄弟  
を相嫁 五穀 鳥獸魚物を  
食 山 海 禽獸の類  
了以産文禄二年 信廣より五代の孫  
堀崎氏部少輔慶廣秀吉らに出仕 始  
伊豆守 蝦夷人支配の似る事 松前



居恒付了ゆ名和人主次第小多くお成山



蝦夷志料卷第二終



Faint vertical text bleed-through from the reverse side of the page, including characters like '蝦夷志料' and '卷第二終'.



